

総合環境センター作業環境測定業務委託に係る仕様書

(本仕様書の適用範囲)

第1条 本仕様書は、総合環境センター作業環境測定業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(本業務の目的)

第2条 本業務は、総合環境センターの溶融施設および水銀含有ごみ分別保管施設（以下「分別保管施設」という。）について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条および労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第592条の2の規定に基づき該当作業場における作業環境の測定業務を実施することを目的とする。

(測定対象物質)

第3条 本業務における各作業場の測定対象物質は、以下のとおりとする。

(1) 溶融施設 ダイオキシン類濃度

(2) 分別保管施設 水銀濃度

(調査場所)

第4条 本業務における調査箇所は、秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内にある溶融施設および分別保管施設の別添図面に示す箇所とする。

なお、ダイオキシン類濃度の測定に当たっては、A測定を別添図面に示す測定箇所とし、B測定および併行測定の測定箇所は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通知「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成13年4月25日付け基安発第20号）」の別紙1「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」に基づき受託者が選定し、発注者と受託者双方で協議して決定するものとする。

また、水銀濃度の測定に当たっては、A測定およびB測定の測定箇所については、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に基づき受託者が選定し、発注者と受託者双方で協議して決定するものとする。

(履行期間)

第5条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

(業務の遂行)

第6条 受託者は、本仕様書に基づいて業務を遂行しなければならない。

(業務管理)

第7条 受託者は、履行期間内に本業務を完了するよう事前に業務工程計画書を提出するものとする。

2 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため十分な経験を有する技術者を配置するものとする。

(法令の遵守)

第8条 本業務を遂行するに当たっては、各種の関係法令等に基づいて計画するものとする。

(費用の負担)

第9条 本業務における調査、検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

(測定日時等)

第10条 受託者は、本業務を遂行するに当たり、測定日時、測定位置等について事前に発注者に確認するとともに調査場所の状況および作業の安全等について十分に把握した上で、作業を実施するものとする。

2 受託者は、6月以内ごとに1回となる間隔で測定を実施するものとする。

(本調査の方法等)

第11条 本調査は、ダイオキシン類濃度の測定については、厚生労働省労働基準局長通知（平成13年4月25日基発第401号の2）および作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）、水銀濃度の測定については、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に基づき別紙のとおり実施するものとする。

なお、試料採取に当たっては、気温、湿度、吸引空気量、その他測定および評価に必要となる項目を現地測定するものとする。

(調査結果の記録および報告)

第12条 受託者は、次の事項を記録し、調査報告書に記載するものとする。

(1) 空気環境測定結果

(2) 作業環境の評価

(3) B測定および併行測定の測定箇所ならびに選定理由

(4) 精度管理に関すること

2 受託者は、1回目の測定結果が出た際に、速やかに速報値を報告するものとする。

(再委託)

第13条 本業務における試料採取又は分析を再委託する場合は、次を満たす業者を選定し、事前に委託者へ報告するものとする。

(1) ダイオキシン類濃度の測定に係るもの

特定計量証明事業（大気中のダイオキシン類濃度）の認定を受けている者であること

(2) 水銀濃度の測定に係るもの

計量法（平成4年法律第51号）第107条に定める計量証明事業（事業の区分：濃度）の登録を受けている者であること

（成果品）

第14条 本業務の成果品は、調査報告書（A4版1部および電子ファイル1部）とする。

（検査）

第15条 受託者は、本業務の完了後、所定の手続を経て発注者の検査を受けるものとする。この場合において、成果品の納品後、記入漏れ、不備又は誤りが発見されたときは、受注者は、直ちに責任をもって訂正の上、納品し直すものとする。

2 本業務は、検査合格をもって完了とする。

（機密の保持）

第16条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。本契約期間満了後においても、同様とする。

（協議）

第17条 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、発注者および受託者双方で協議のうえ決定するものとする。

別紙

(1) ダイオキシン類濃度測定

作業場		測定 回数	1 回目			2 回目	
			粉じん濃度		ダイオ キシ ン 類 濃度	粉じん濃度	
			A測定 地点数	B測定 地点数		A測定 地点数	B測定 地点数
溶融	炉室	2	18	1	1	18	1
	灰処理設備室	2	8	1	1	8	1
	ごみピット	2	11	1	1	11	1

※測定地点については、別添図面参照

(2) 水銀濃度測定

作業場		測定回数	1回目		2回目	
			A測定地点数	B測定地点数	A測定地点数	B測定地点数
水銀含有ごみ分別保管施設		2	5	1	5	1

※作業場の建物の大きさ 8 m×20 m 詳細は別添図面参照
作業する場所（建物内に仕切りなし）8 m×15 m

